

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	中岸本 (中岸本町槌之宮)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月29日 (第2回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区の農業面積は約6haで平均区画面積は15aほどの小規模集落である。人・農地プランを作成し1農業者を担い手として地域の63%の農地を集積し他の4人の農家と共に耕作し土地持ち非農家の協力を得て地域内の草刈り、用排水路等の保全活動を行っている。耕作者の平均年齢が60才で10年後耕作可能であるが後継者の育成が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在、担い手を中心に水稲、麦、大豆、果樹(イチジク)の複合経営し、他の農家も加工用米等作付けし生産性向上に向け努力していますが、現在担い手が水稲、麦、大豆に利用しているドローンによる防除体系を全行為作地で利用するとともに密苗等スマート農業を推進して労働時間の短縮や資材費の削減を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在の集積集約化を維持するため、担い手の後継者の育成を図り他農家との協力のもと農地の健全化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
現在同様今後も担い手への集積は農地中間管理機構を通じて行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
当地区は、昭和39年に開墾事業が完了しましたが用水路が老朽化したため愛知川沿岸補助事業を活用し過去4年間にわたり全て更新済み。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
JA湖東担い手連絡協議会や普及センターの情報をもとに地域全体で持続可能な経営体を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JA等の大豆刈り取りやドローン防除の委託事業を利用し労働時間の短縮や経費削減を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--